

# 申請概要

## 1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 村尾 和俊

(以下NTT東日本及びNTT西日本を「NTT東日本・西日本」という。)

## 2. 申請年月日

平成29年12月18日(月)

## 3. 実施予定期日

認可後、準備が整い次第実施。

## 4. 概要

インターネット接続のために接続事業者がNTT東日本・西日本の次世代ネットワーク(以下「NGN」という。)と接続する際にNGNに設置される網終端装置について、接続事業者の要望により増設するメニューを新たに設定するため、接続約款の変更を行うものである。

## II 主な変更内容

### 1. 変更の経緯

光ファイバインターネット接続サービスなどのIP通信の役務(卸電気通信役務を含む。)の提供のためにNGNに他事業者が接続する方式として、現状、PPPoE (Point-to-Point Protocol over Ethernet)とIPoE (Internet Protocol over Ethernet)の両方式が並存している。

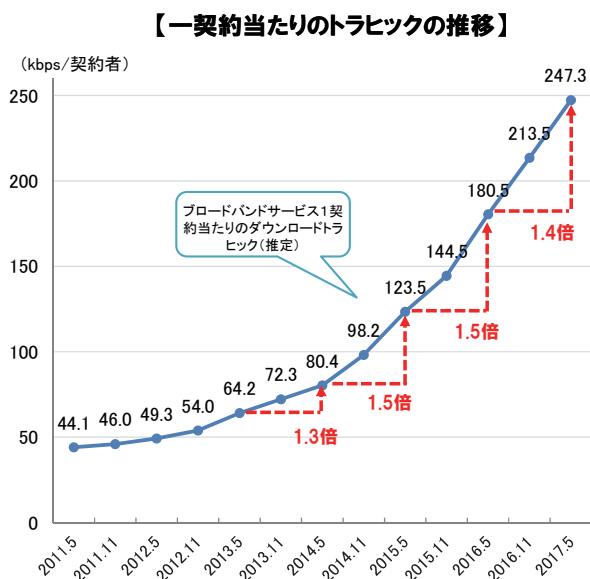
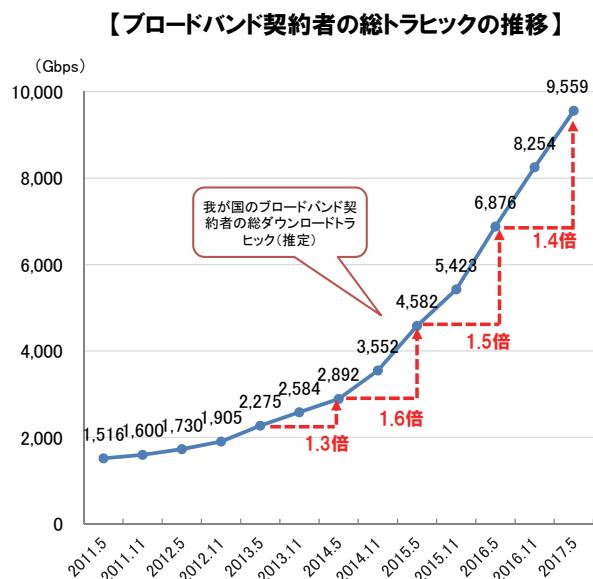
インターネットトラヒックが年間1.4～1.5倍の速度で増加する中で、NGNの閑門系ルータ(※1)の十分な能力を確保することが課題となっているが、現状ではIPoE方式の閑門系ルータの増設が接続事業者の要望により行われるのに対し、PPPoE方式では閑門系ルータの増設がNTT東日本・西日本の判断によるもの(※2)となっているため、PPPoE方式においてトラヒックの急増に対してネットワーク側において十分な対応をすることが困難な状況にあるとの指摘がなされたきた。

これについて、先般意見募集(パブリックコメント)を行った、諮問第3096号に係る省令等改正案(※3)に対する意見において、NTT東日本・西日本から、網終端装置(本資料ではPPPoE方式の閑門系ルータを指す。以下同じ。)を接続事業者の要望により増設するメニューを新設する旨の表明があったところ、今般、これを実現するため、NTT東日本・西日本から接続約款の変更の申請があったものである。

※1 エッジルータとも呼称。

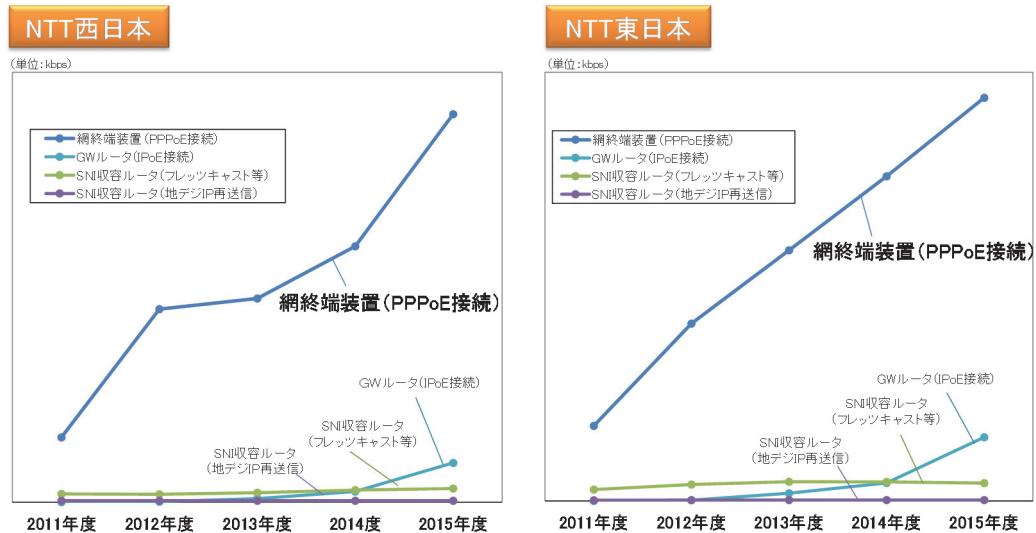
※2 接続事業者の要望を受け、NTT東日本・西日本がその設定する基準により判断。

※3 電気通信事業法施行規則等の一部改正(第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保等のための接続ルールの整備)



(出所)総務省「我が国インターネットにおけるトラヒックの集計結果(2017年5月分)」

## 【エッジルータにおける実績トラヒックのトレンド】

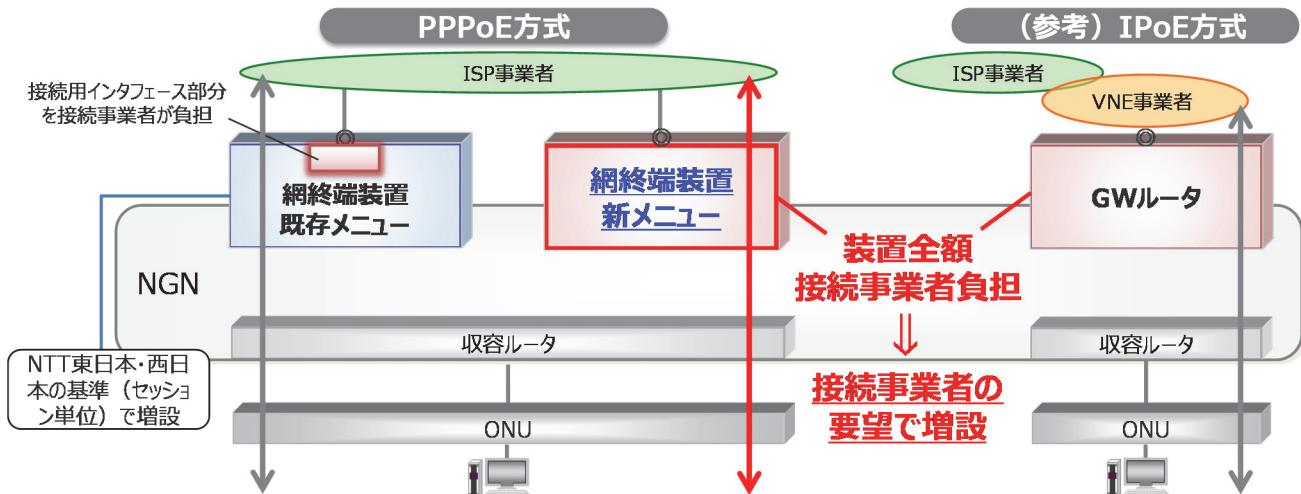


(出所)接続料の算定に関する研究会第5回会合 参考資料5-1 16,17頁を基に総務省作成

## 2. 変更の概要

NGNの網終端装置については、これまでNTT東日本・西日本がその設定する基準により増設を判断することとされてきた。

今般の変更は、このメニューに加え、その増設が接続事業者の要望により行われるメニューを新設するものである。また、増設に係る接続料は、網改造料として要望事業者が個別負担する。



(出所)接続料の算定に関する研究会第8回会合 NTT東日本・西日本提出資料(資料8-3) 27頁を基に総務省作成

## 3. その他

NTT東日本・西日本においては、本申請の認可後、準備が整い次第、接続事業者に本件増設に係る機能の提供を開始する予定。

なお、既存メニューの網終端装置については、諮問第3096号に係る省令等改正により、閥門系ルータ交換機能と位置付けられNTT東日本・西日本の増設基準の基本的事項が接続約款に明記されることとなる(増設に制約がある場合)。